

2024年
新NISA制度
START!!

始めるならいま!
資産形成の第一歩!!

かぬましんきん NISAデビュー キャンペーン

NISA 口座開設と金利上乘せ定期預金のセットプラン

新登場!

NISAセットプランのご案内

キャンペーン期間 / 令和9年9月1日(金) ~ 令和9年11月30日(木)

期間中、NISA口座開設で定期預金金利上乘せ!!

商品名	NISA セットプラン
預入利率	ニ ー サ 年 0.213%
預入期間	3 カ月 (満期後は当金庫店頭金利で自動継続)
預入金額	10 万円以上 240 万円まで

NISAが
いいサ!



※NISA は全金融機関を通じ、お一人様 1 口座に限定されるため、税務署で非承認となった場合、NISA 口座の開設は取り消され、本キャンペーンの対象外となります。

この先も この街と生きていく「感謝を胸に100周年」へ



あなたと この街と…

鹿沼相互信用金庫



■ホームページアドレス <https://www.shinkin.co.jp/kanuma/>

2024年1月 新NISA制度 START!!



NISAはより使い勝手のいい新制度に生まれ変わります!

非課税保有期間が
無期限に!

年間の非課税投資枠が
最高360万円に拡大!

非課税保有限度枠は
全体で1,800万円!

新NISA制度の概要

	つみたて投資枠	併用可能	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
投資対象商品	つみたて・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等 (現行つみたてNISAの対象商品と同様)		上場株式・公募株式投資信託等 (高レバレッジ型、信託期間20年未満や毎月分配型の投資信託は除外)
非課税で保有できる限度額	1,800万円 (うち成長投資枠での利用は1,200万円まで)		
非課税で保有できる期間	無期限 (恒久的な制度とされます。)		
口座開設期間	無期限 (恒久的な制度とされます。)		
対象年齢	18歳以上		
現行NISAとの関係	・2023年末までに現行のNISA制度で投資した商品は、別枠で現行のNISA制度の非課税期間終了時までそのまま保有することができます。 ・2024年1月1日以降、現行のNISA制度を利用した新規投資はできません。また、非課税期間が終了した際、新しいNISA制度へのロールオーバーはできません。		

★NISA や投資信託について詳しくお知りになりたい方は、お気軽に当金庫にお尋ねください。

商号等/鹿沼相互信用金庫 登録金融機関 登録番号/関東財務局長(登金)第221号

投資信託・NISA口座開設についてのご留意事項

◇投資信託は預金、保険契約ではありません。
◇投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
◇当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
◇当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
◇投資信託には元本および利回りの保証はありません。
◇投資信託は、組入る有価証券等の価格下落や組入る有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
◇外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
◇投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
◇投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.30%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大2.420%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書

(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、購入金額や保有期間等により異なりますので表示することができません。
◇投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
◇投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
◇投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。

NISA(少額投資非課税制度)/全ての金融機関を通じてお一人様1口座のみご利用いただけます。
※1年単位で、NISA口座を開設する金融機関を変更することができます。
NISA(少額投資非課税制度)の口座開設につきましては窓口にて詳しくご説明させていただきます。

スーパー定期預金に関する留意事項

■定期預金の利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が課税されます(非課税制度利用時を除く)。
■定期預金や普通預金(決済用預金を除く)などは1金融機関につき預金者一人当たり元本1千万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。
■初回満期日以降は、継続時点の店頭表示金利が適用されます。